

## 令和4年度 第3回 豊川市地域福祉計画推進委員会 会議録

日 時：令和4年11月21日（月）午前9時30分から

場 所：豊川市防災センター 市民研修室

出席者：川島 ゆり子（学識経験者（日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授））

野村 公樹（豊川市ボランティア連絡協議会）

太田 善堯（豊川市連区長会）

西本 全秀（豊川市民生委員児童委員協議会）

田中 しづ江（豊川市障害者（児）団体連絡協議会）

鈴木 充（社会福祉法人豊川市社会福祉協議会）

鈴木 康宏（豊川市小中学校長会）

中村 由香（豊川市社会福祉施設協会）

平野 一彦（豊川市介護保険関係事業者連絡協議会）

豊田 恵子（特定非営利活動法人とよかわ子育てネット）

権田 茂（地域福祉活動推進委員会）

工藤 明人（認定特定非営利活動法人東三河後見センター）

都築 裕之（公募による市民）

山本由美子（愛知県豊川保健所）

鈴木 敏彰（豊川市社会福祉事務所）

木和田 聡哉（豊川市社会福祉事務所）

欠席者：美馬 ゆきえ（豊川市老人クラブ連合会）

事務局：小島 基（豊川市福祉部次長）

吉田 信（豊川市福祉部福祉課長）

森岡 俊仁（豊川市福祉部福祉課課長補佐）

加藤 慎太郎（豊川市福祉部福祉課課長補佐）

中尾 成利（豊川市福祉部福祉課主幹）

柚原 尚美（豊川市福祉部福祉課福祉総務係長）

山崎 敏幸（豊川市社会福祉協議会事務局次長兼総務課長）

小林 弘行（豊川市社会福祉協議会地域福祉課長）

小川 友和（豊川市社会福祉協議会地域福祉課課長補佐）

長畑 健一郎（豊川市社会福祉協議会地域支援課長）

拓植 仁美（豊川市社会福祉協議会障害福祉課長）

相馬 有作（豊川市社会福祉協議会地域福祉課主任）

江口 陽子（株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所）

鈴木 楓（株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所）

## 次 第

- 1 あいさつ
- 2 議題
  - 第4次豊川市地域福祉計画《素案》について
    - ①第1章 計画の策定にあたって
    - ②第2章 豊川市の現状と課題
    - ③第3章 基本理念・基本目標
    - ④第4章 施策の展開
    - ⑤第5章 計画の推進に向けて
    - ⑥第6章 地域の取り組み
    - ⑦第7章 豊川市成年後見制度利用促進計画
    - ⑧第8章 重層的支援体制整備事業への取り組み
    - ⑨第9章 資料編
- 3 連絡事項

(事務局)

会議に先立ちまして、資料の確認をします。

(資料確認)

## 開 会

(事務局)

定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第3回豊川市地域福祉計画推進委員会を開催いたします。

私は福祉課長の吉田でございます。本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議は今年度3回目となります。会議には、福祉部次長、事務局として福祉部福祉課の職員5名と豊川市社会福祉協議会の職員6名も同席しております。なお、計画策定業務を委託しております株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所の担当者も同席しています。どうぞよろしく願いいたします。

会議の内容において傍聴は差し支えないため、本日の会議は公開とさせていただきます。ご了承のほどよろしく願いいたします。

それでは議事に入ります。推進委員会設置要綱第6条第2項により委員長が会議の議長となりますので、以降の会議の進行につきましては議長、よろしく願いいたします。

## 1 あいさつ

(議長)

皆さまおはようございます。本日はお忙しいところ朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。このたび素案ができてまいりました。事前にお送りしまして皆さまにもお目通しいただき、貴重なご意見をたくさん頂戴しております。この素案をもう少しもむ必要がありますので、本日は忌たんのないご意見をいただければと思います。時間が限られていますので今日いただいたご意見に対し、この場で回答するという事は難しいかと思いますが、ご意見をいただきましたら事務局と一緒に考えてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ただいまから、第3回第4次豊川市地域福祉計画推進委員会を開催します。

本日の委員会は、推進委員会設置要綱第5条第3項により委員の過半数以上の出席がありますので、成立することをご報告します。

それでは、次第2の議題に入ります。「第4次豊川市地域福祉計画《素案》について」協議をお願いしますが、素案となりますので第1章から通して進めたいと思います。委員の皆さまに先にご協議いただいた第3章までの部分については、簡潔に説明をお願いするものとします。今日は限られた時間になりますので、協議が長引くような場合は皆さまのご意見を参考に委員長の私と事務局に一任していただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。本日は会議が円滑に進行するよう、ご協力をお願いいたします。

まず「①第1章 計画の策定にあたって」「②第2章 豊川市の現状と課題」「③第3章 基本理念・基本目標」について、事務局から説明をお願いします。

## 2 議題

### 第4次豊川市地域福祉計画《素案》について

- ①第1章 計画の策定にあたって
- ②第2章 豊川市の現状と課題
- ③第3章 基本理念・基本目標

(事務局)

それでは、「第4次豊川市地域福祉計画《素案》」第1章から第3章について、事前送付の資料と当日資料を合わせて説明させていただきます。

お手元に素案をご用意ください。こちらにつきましては委員の皆さまからいただいたご意見を事務局で検討し、関係各課とも再度調整をいたしまして反映させていただいたものとなります。その際の変更点と委員の皆さまからのご意見は資料2、資料3として、合わせて送付させていただきました。その後、修正させていただいた部分につきましては、当日資料2の修正版として本日をご用意させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

それでは、表紙を1枚おめくりください。計画の構成は全体で9章となります。第1章は「計画の策定にあたって」として、計画の背景や趣旨、位置づけなどの導入部分としています。第2

章は、本市の人口や高齢化率等の状況、各種アンケート調査等からみる「本市の現状と課題」として記載いたします。第3章は「基本理念・基本目標」として、基本理念から施策の体系を記載しますが、第4次計画から新たに「指標の設定」として、第4次計画を最終的に評価する指標を掲載し、地域福祉を推進することといたしました。第4章は「施策の展開」として4つの基本目標・基本方針ごとに、その取り組み例を記載し、第5章はその取り組みをどのような体制で推進するかを記載しております。第6章は「地域の取り組み」として、10中学校区34地区における具体的な取り組みをまとめています。第7章は、第3次計画では基本目標の3の中に位置づけられていました「成年後見制度の充実」について「豊川市成年後見制度利用促進計画」として独立して章立てし、成年後見制度の利用の促進に関する法律に対応したものといたしました。第8章は、重層的支援体制整備事業を実施するにあたり努力義務となっている、実施計画の策定に向けて本市がどのような取り組みをしていくかを記載し、実施計画と本計画を一体的に考えて策定することとしています。第9章は「資料編」となっています。

まず、第1章について簡潔に説明いたします。2ページをご覧ください。こちらでは地域福祉とは、地域共生社会とは何か、また、本市の自助・互助・共助・公助の考え方を記載し、3ページからは計画策定の背景と趣旨、重層的支援体制整備事業のイメージを掲載しています。5ページの「3 計画の概要」については、計画の根拠となる法律として文章中に記載されているものを抜粋して記載しました。こちらの文末には地域福祉計画の中に入れて策定される「豊川市成年後見制度利用促進計画」について記載しています。6ページの(3) 関連計画との整合性については「豊川市重層的支援体制整備事業実施計画」について今後“本計画と一体的に策定予定”として記載しております。7ページの(4) SDGs（持続可能な開発目標）の推進については「第4章 施策の展開」における基本方針単位で位置づけています。「豊川市総合計画」で位置づけられた推進すべき各分野目標を参考に、本計画にも反映して位置づけております。8ページの(6) は計画の期間(7) は計画の策定体制を記載しています。

続いて、9ページからの「第2章 豊川市の現状と課題」ですが、統計データの表示は年度を基本とし、最新となるようにすべて掲載しなおしています。また、掲載内容を変更させていただきたい点は、14ページの(9)「地域活動等の状況」についてです。第3次では町内会加入率を掲載しておりましたが、担当課と協議しまして、当日資料2の2ページ目のおり「町内会加入世帯数」と「町内会加入率」を並べて掲載するよう改めます。ページが飛びまして32ページ、第2章の5、本市の地域福祉の主要課題として基本目標ごとに【実施状況】【各種調査結果からみる現状】から「課題」を整理し、35ページに「第3次豊川市地域福祉計画」の課題のまとめとして、第4次計画の策定に向けて必要な課題をまとめて記載しました。

次に、38ページ、「第3章 基本理念・基本目標」としまして第3次の「ふれあい 支えあい、夢のある元気なまち とよかわ」を継承しながら、サブタイトルを「～みんなでつくる地域共生社会～」と改め“地域共生社会の実現に向けて取り組む”本市の姿勢を表すこととさせていただきました。38ページ下の基本理念の図(案)については削除とさせていただきます。39ページには「2 基本目標」40ページには新たに「3 指標の設定」41ページには「4 施策体系」を記載しております。「4 施策体系」については、基本方針と施策の文言について担当課が取り組みを展開しやすくなるよう一部を改めさせていただきました。

ここからは40ページの「3 指標の設定」についての説明を行いますので、事前送付の資料1をご覧ください。この指標につきましては、第4次計画を最終的・総合的に評価するための指標として、計画策定の前年度に行う「福祉に関する市民アンケート調査」の設問に基づき、それぞれの基本目標に対して、その達成度を測る指標項目を検討しました。事前送付資料1は平成28年度の値を参考に記載していますが、計画本編には令和3年度の現状値と令和9年度の目標値のみ記載します。指標項目内のカッコ書きについてはアンケート項目の回答種別となりますので、参考にしてください。この指標については市及び社協全体で目指すものとし、目標に向けて取り組んでまいります。新型コロナウイルスの流行による影響で令和3年度の現状値が落ち込んだところが多い中、今後5年間で回復を目指しながら加えてプラスの評価がいただけるような値を想定し、目標といたしました。後ほど委員の皆さまのご意見をいただければと思います。

第1章から第3章についての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(議長)

ただいま、事務局より第1章から第3章までの説明がありました。本計画から「指標」が地域福祉計画策定における大きな課題となっています。特に40ページの「3 指標の設定」における目標値等についてご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

問番号27では現状値7.70%から目標値25%、問番号30では現状値11.50%から目標値25%とかなり大きく伸ばしており、大丈夫かと心配になります。あくまで目標なので、これを目指していきたいということで理解すればよろしいですか。

(事務局)

そうですね。平成28年の参考値がある指標は、それを基準に伸びを見て設定していますが、参考値がないものにつきましては、今回設定した目標値を目指して取り組んでいくつもりです。

(委員)

先ほどのご意見と少し関連しますが、指標の管理については毎年度社協と市で確認し合うのですか。

(事務局)

こちらは第4次計画における指標ということで設定させていただいておりますので、5年後の目標値となります。毎年度の数値につきましては、基本方針ごとに設定し管理してまいります。

(委員)

細かいことについては毎年度管理を行い、この指標は第4次計画の最終目標というイメージでよいですね。指標の管理はとても重要だと思うので発言させていただきました。

(議長)

他にいかがでしょうか。

私から1点確認ですが、基本目標のところに出している数値というのは市民アンケートの数値ですよね。基本目標のところに掲げている指標項目というのは17ページ以降の市民アンケート調査結果と対応していますか。現状値も市民アンケートに全部出ているか確認できますか。

(事務局)

指標項目につきましては市民アンケートから抜き出しております。

(議長)

ないものもあるような気がするので、もう一度確認しておいてください。

(事務局)

かしこまりました。

(議長)

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

続きまして「④第4章 施策の展開」「⑤第5章 計画の推進に向けて」「⑥第6章 地域の取り組み」について、事務局より説明をお願いします。

#### ④第4章 施策の展開

#### ⑤第5章 計画の推進に向けて

#### ⑥第6章 地域の取り組み

(事務局)

それでは、第4章をご説明いたします。素案の44ページ、45ページをご覧ください。ここからは施策体系の順に「基本目標」「基本方針」に沿って【現状と課題】【目標指標】を記載し【それぞれの立場の役割と取り組み】として「市民・地域の役割」と「行政や社会福祉協議会の取り組み」を記載しました。先ほどご説明させていただいたSDGsの目標については、基本方針単位でアイコン表示をしています。本計画には、先ほどご説明させていただいた指標の他に、この「基本方針」の単位にも【目標指標】を設け「行政や社会福祉協議会の取り組み」について「具体的な施策の進み具合を測る指標」として設定しました。この指標については、市の各部署及び社会福祉協議会で取りまとめている進捗状況調査と合わせて、毎年委員の皆さまに報告してまいります。「行政や社会福祉協議会の取り組み」に記載されている施策に対する「主な取り組み」については、具体的な事業名だけにとどまらず、方針の記載もありますので「主な事業」という記載を改めております。ここに記載しております目標指標については、取り組みを進める部署と協議し、指標となりうる数値的なものを検討いたしました。目標値について、現状の維持になっているもの、数値が変わらないものは「維持」という形で統一したいと思います。この「維

持」ですが、増やすことはなかなか難しい、また、減る可能性もあるものについて、それでも現状が変わらず「維持」するということを目標としたものになっております。目標値が減っているものがございます。「ボランティア等の登録団体数」「町内会加入世帯数」につきましては、恐らく今後全体として減ってしまうことが見込まれる中での数値目標となっております。「地域包括支援センターの相談件数」については、相談するような案件を抱える人が減るとよいという中、相談したいと思う人はきちんと相談にたどり着けることを想定した目標値としています。委員の方から「行政と社会福祉協議会の取り組みは具体的に記載してあるが、市民・地域の役割は漠然としており“あいさつをしましょう”など、市民の具体的な取り組みをこちらから記載してみるのはいかがでしょうか」という意見もいただきましたが、市民や地域がそれぞれの役割の中で能動的に動くことができるよう、このような記載にさせていただいております。第4章についてのご意見は、後ほどいただきたいと思っております。

次に、64ページをご覧ください。第5章になります。「計画の推進に向けて」として、計画の推進体制や計画の進捗管理について記載してあります。本計画から指標を設定しており、毎年内部評価と客観評価を行うこと、最終的には総合的な市民アンケート調査の結果から評価を行うことなどを改めて記載しました。

第4章、第5章についての説明は以上です。「第6章 地域の取り組み」については、社会福祉協議会の小川から説明させていただきます。

(事務局)

65ページ「第6章 地域の取り組み」をご覧ください。この章では、豊川市を10中学校区34地区に分けて「地域のよいところ」や「地域の課題」を明らかにし、地区ごとの「まちづくりのテーマ」を定めるとともに、具体的な取り組みについて地域住民の代表の方々に検討をいただきました。第6章は、まさしく「地域の活動計画」と捉えており、社会福祉協議会が支援していく部分となります。

66ページをご覧ください。上段は、東部中学校区の基礎データ（人口・高齢者数と高齢化率・小学校児童数と中学校生徒数）を記載しております。中段は、昨年調査しました地域福祉活動に関するアンケートの結果を第3次地域福祉計画策定の際に実施したアンケート結果と比較したものです。各項目の左側のグラフが令和3年度、右側が平成28年度を表しています。この設問は、誰もが安心して暮らしていくために地域で特に重要なことについて伺っております。5年前と比べ、各地区とも回答の割合が変化しているのを見ることができます。

続いて、67ページをご覧ください。桜木地区の取り組みです。①まちづくりのテーマとして桜木地区では「楽しい行事が多いまち」と定めていただいております。その横には地区の集会所に住民が集まって体操をしている様子を捉えた写真を掲載しています。②は「地域のよいところ」と「現在の地域課題」について、地域福祉懇談会などで出た意見をまとめたものです。③はまちづくりのテーマである「楽しい行事が多いまち」づくりに向けた具体的な取り組みについてまとめたものとなります。

今、皆さんにご覧いただいている「地域の取り組み」は、担当者が地域の実情を加味して作成した（案）です。現在、担当者で地域で最終確認をしております。今後、確認が取れました地区

の内容が修正される場合もありますのでご了承ください。

第6章の説明につきましては以上です。

(議長)

ただいま、事務局より第4章から第6章までの説明がありました。一括ということでは煩雑になりますので、まずは第4章についてご意見等ございましたらお願いします。

(委員)

60ページの基本方針4-2、福祉避難所の協定数の目標値ですが「維持」とした要因のようなものを伺えればと思います。

(事務局)

福祉避難所の協定数につきましては介護高齢課で取りまとめており、ホームページ等で発表している数が14ということになります。担当課と検討し、こちらは事業所をお願いするところもある中、今後大きく伸ばすのは難しいのではないかとということで現状維持とした状況です。

(委員)

民間の福祉避難所に関しては介護施設が割と多く登録協定を結んでいますが、恐らく平成10何年に結んだまま、そこから増えていないという状況だと思います。一方、介護施設数はかなり増えているはずですが、大規模な施設はあまり増えていませんが、30名定員等の割と小さな特養等は増えていると思いますので、福祉避難所も増えてよいかと感じました。

(事務局)

こちらにつきましては事務局で再度検討していきたいと思います。

(委員)

44ページの目標指標の件で意見を言わせてください。内容を見ると「開催数」という指標になっていますが、回数はいくらでも増やせるので、「参加者数」も加え両方で評価していただきたいと思います。

(委員)

説明の中でも「行政や社会福祉協議会の取り組み」ということを言われていましたし、文章にもたびたび出てきますが、「行政」には市行政、県行政、国の行政があるので、その区別をしなくてもよいのかと思いました。また、前の資料では「市と社会福祉協議会」という表記でしたが、今回の資料では「行政や社会福祉協議会の取り組み」となっています。「行政」という表記では大きなくりに見えてしまうと思いますが、その辺りどうでしょうか。

(事務局)

確かにそのとおりかと思えます。例えば45ページの基本目標1のところの「行政」という言葉の捉え方と理解しております。表現の仕方を検討させていただきたいと思えます。

(議長)

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、第5章についてご意見等ございましたらお願いします。

(委員)

計画の推進体制、進捗管理については極めて大事な項目になるのではないかと考えています。計画の実現に向けて市民と行政が一体となり、ともに作るということが素案の冒頭に書かれています。推進体制についての記述がこの1ページだけで果たしてよいのか疑問に感じました。計画の推進については、行政と社協で一体的・重層的に取り組んでいる中で、設定した目標指標に近づけていくことで実現の可能性はかなり高くなると思えます。一方で、市民や団体も一体となってということも極めて重要であるのに、そこについての記述が手薄に感じます。具体的にあげますと、社会福祉協議会が設置を進めている地域福祉活動推進委員会が10中学校区34地区で懇談会を開いたのですが、その地域福祉活動推進委員会の組織形態はどういうものか、他団体と連携しながら活動しているのかといった実状を私は耳にしたことがありません。ですから(1)の推進(2)の市民、地域との連携について、もう一度行政の中で話題として取り上げ、提案していただければうれしく思います。地域福祉活動推進委員会をある程度地域の中心にしていけないと、現実的に地域は動かないのではないですか。私の町内においても地域福祉活動推進委員会が実際に活動しているかどうかといえば、なかなか難しいというのが現状です。

(議長)

地域福祉活動推進委員会のあり方と計画の推進については分けて考えたいと思えます。

まず、地域福祉活動推進委員会と地域福祉計画推進委員会の設定をもう少し具体的に説明していただけますか。地域福祉計画推進委員会というのはこの会のことですよね。地域福祉活動推進委員会とも連携するのであれば、どう連携していくのかについても説明をお願いします。

(事務局)

計画の策定や推進に関する議論を行っていただく場がこの地域福祉計画推進委員会、地域福祉活動推進委員会は各地域で住民の方が立ち上げたものとなります。市内すべての地区でできることが理想ですが、まだ道半ばという現状もありますので、懇談会等を通じていろいろなご意見をいただきながら地域の活動を進めていきたいと考えております。計画自体は市全体のことを進めていくものですが、地域福祉活動推進委員会は地域の問題も行政や社協と一緒に考えていく場と捉えており、そういったすみ分けをしている次第です。

(委員)

そのことは私も理解しています。この委員会と地域福祉活動推進委員会が直接結びついている

のではなく、社協がこの計画を実際に進めていこうとする原動力としての地域福祉活動推進委員会だと捉えております。ただ、ここで作った計画を推進する中で社協が設置を進めている地域活動推進委員会は大事なものであると認識しているのに、それに関する報告もないため、地域福祉活動推進委員会が現状でいくつ出来ているのかわかりません。そういうことも知らせていただければと思っているわけです。

(事務局)

検討させていただきます。

(議長)

推進体制の第5章について記述が非常に少ないという印象は確かにあります。どのように推進していくのか、進捗管理はどのタイミングで行うのか、どこを誰が見るのかというところをもう少し具体的に記述したほうがよいといったご意見だったと思います。

計画の進捗管理のところで「内部評価」「客観評価」という言葉が使われていますが、市民の方にはわかりづらい表現かと思うので説明していただけますか。

(事務局)

「内部評価」というのは進捗状況調査による評価です。何に取り組んだかということに記載し、自己評価を行います。基本方針ごとに定めた目標指標による数量的な評価が「客観評価」になります。

(議長)

「内部評価」という表現が内々の評価で外部に出さないという意味合いに聞こえますので、この表記については考え直していただければと思います。

それでは、第6章についてご意見等ございましたらお願いします。

(委員)

今年度に入ってから各地区をまわり、地区ごとに「地域の取り組み」をつくったと耳にしたのですが、そのとおりですか。また、その時に市の計画も勘案して町内会や地区懇談会に出してくださいという依頼をしたのですか。私の知っている地区では、2回ほど懇談会を開いてつくったと聞いております。各地区で考えたテーマや取り組みは、第4次計画のある程度決定に近づいたものと関連させながらつくっていただけると有り難いというような希望を出したのかお尋ねしたいと思います。

(事務局)

懇談会では現計画を振り返っていただき、それをもとに地域で今後取り組んでいく必要のある課題というものをお聞きしました。ただ、コロナ禍ということでなかなか集まれなかった地区もございましたので、そこについては地区の担当が連区長をはじめ地域の方々のご了解を得て進め

ています。まちづくりのテーマも第4次計画を策定するにあたって変更したほうがよいのか、それとも引き続き同じテーマにするかということを経験の確認を取りながら進めました。

(委員)

いろいろな制約があって全部の地区で懇談会を開くことは難しいと承知しています。また、計画を推進するにあたっては先ほど言った地域福祉活動推進委員会を増やすことも必要で、モデル地区を設定するなど前向きに、そして具体的に取り組んでいただくことを希望します。

(事務局)

地域に働きかけながら、よりよいものをつくっていきたくて考えております。

(議長)

地域福祉計画は地域福祉活動計画と一体的になっておりますので、基盤としての地域づくりというところも計画的に進めていただければと思います。一つひとつの地区で懇談会を開催し、丁寧に意見を聞いていただいていることに感謝申し上げます。

他に第6章についてのご意見等ございますか。

(委員)

第6章で災害時の対応が不明確というような文言がいくつか出ています。第5章の60ページ、避難行動要支援者支援制度登録者数の現状値が1,795で、目標値が2,100、そして個別避難計画の作成を市で行うことになっております。2ページには自助・互助・共助・公助の視点が重要というのもありますし、40ページでは避難行動要支援者支援制度の認知度の現状値が11.50%、目標値が25%で、安心・安全に暮らすことができるまちづくりの指標の目標値としてはいかがなものかと思えます。障害のある方や高齢者、一人暮らしの方、ご病気で人工呼吸器等をつけて在宅で過ごしている方も多中で、60ページの避難行動要支援者支援制度登録者数2,100というのは目標値として適切か、また、個別避難計画の作成数も目標指標にしていたらと、この方をこのように助けていこうと地域の中で認知されていくかと思えますのでご検討をお願いします。

(議長)

目標指標にそういうものも入れてはどうかということですね。またご検討いただければと思います。

(委員)

懇談会をこれだけ開いていただけたことは豊川市社協の誇りだと感じています。各地区でたくさん出た意見を連区長の会議等で報告していただき、各地区の状況をそこで共有できれば市全体の計画もよいものになるかと思えます。せっかくの資料を有効に活用してください。

(副委員長)

この資料は大変よいと思います。平成28年と令和3年を比較しますとニーズが変わってきています。地域活動やボランティア活動に取り組む人材の育成、これは町内会等の役員という意味での人材育成だと思います。人材育成については市全体の課題ですので、もう少しターゲットを絞って掘り下げただけであればと思います。先ほどから話が出ている懇談会は町内会の役員が集まる形で、それ以外の市民に対する呼びかけはありません。せっかくの機会ですので、いろいろな方へ参加を呼びかけて広く意見が集まればよいと思います。

(議長)

各地区の懇談会で様々な意見が出たということは本当に豊川の誇りで宝です。第6章だけが浮いてしまわないよう、ここでいただいた意見が地域福祉計画に反映されているというように連動させていくのが活動計画と地域福祉計画を合作して一体的な計画にすることの本旨だと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

続きまして「⑦第7章 豊川市成年後見制度利用促進計画」について、事務局より説明をお願いします。

## ⑦第7章 豊川市成年後見制度利用促進計画

(事務局)

素案につきましては112ページ以降、資料につきましては当日資料1となります。

まず、この計画を作成するにあたり「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づくものであること、また、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画において、市が定めるにあたって具体的に盛り込むことが望ましいと示されていることを本計画に盛り込んでいます。なお、地域福祉計画中にこの計画を盛り込んだ理由としましては、成年後見制度の利用促進を図ることで支援を必要とする方に包括的な支援が行き届く地域社会の実現に向けた施策を推進するため、地域福祉計画と連動性を高めていくこと、具体的な施策を計画として策定することで、自治体としての方向性を明示してまいります。

そして、本計画の構成ですが、5つの項目で構成されており、1つ目は計画の基本事項、2つ目は本市（成年後見制度における）の状況、3つ目は施策の体系、4つ目は施策の内容、5つ目は取り組みの成果を図る指標となっています。

では、当日資料1「前回送付資料からの主な変更点等」をご覧ください。こちらは、策定委員の皆さまのご意見と10月25日に開催された成年後見運営委員会委員の方の意見を基に計画の変更点をまとめたものです。なお、主な変更点のみ説明させていただきます。

素案の114ページをお願いします。「豊川市の成年後見制度の利用者数」を名古屋家庭裁判所より情報提供いただき、追加しました。

次に117ページです。豊川市成年後見センター運営委員会委員からの意見として、支援者の立場と受任者の立場に分けて整理しました。

次に118ページです。基本理念について、修正しました。

次に119ページです。基本目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの共通事項として、課題を現状と課題、主な取り組みの表中、取り組みを施策、取り組みの内容を施策の内容に修正しました。

次に121ページです。地域連携ネットワークのイメージ図を記載させていただきましたが、こちらについては今後もう少し見やすいように修正してまいります。

次に123ページです。取り組みの成果を図る指標について取り組みの内容を指標とすることにより進捗管理を行い、目標の達成・事業の推進につなげるため、目標値を設定いたしました。

最後に、当日資料1として委員の皆さまからのご意見を用意させていただきました。ご意見のうち計画に反映できる部分は反映させていただきまして、それ以外につきましては今後の具体的な取り組みの中で施策に反映できるよう取り組んでまいりたいと考えております。貴重なご意見ありがとうございました。

説明につきましては、以上となります。

(議長)

ただいま、事務局より第7章についての説明がありました。ご意見等ございましたらよろしくお願いします。

(委員)

成年後見制度利用促進計画の作成に少し関わらせていただき、豊川市の成年後見支援センターの運営委員も務めておりますので、その点で一言、二言申し上げたいと思います。国の成年後見制度利用促進計画は第二期計画がこの4月から始まっておりまして、制度自体が改善されるような流れがあります。第7章として成年後見制度利用促進計画を定めてはいますが、かなり流動的なものになるかと思っております。当日資料1に委員のご意見として「経済的負担がある。公費で負担できる仕組みを」と載っていますが、成年後見制度利用支援事業の中でこの仕組みはあります。ただ、こういったご意見が出るのは一般市民の方になかなか浸透していないことの表れですので、この仕組みについても成年後見利用促進計画の広報や周知のところで広まっていけばよいと実務者として感じました。最後に、意思決定支援というのが非常に重要で、それについて皆さんと一緒に学んでいくことができればと思います。

(委員)

基本的な質問になりますが、成年後見センター運営委員会とは何をする所ですか。市全体の成年後見制度について考える場なのか、それとも市が社協に委託している後見センターをチェックする機関なのかわからないので教えてください。

(事務局)

成年後見センター運営委員会につきましては、社会福祉協議会が設置する成年後見支援センターにある委員会となります。基本的には、市が関わる成年後見制度の問題を一緒に考えていただく場です。受任者の立場、支援者の立場としてご意見を聞かせていただくという形になります。

(委員)

本当にそうしてもらえればよいと思いますが、社協の一委員会で市全体の成年後見制度を考えられるのか疑問です。市全体の成年後見制度を考える組織もあってほしいと思います。成年後見センター運営委員会は社協が運営している後見センターの内容をチェックするのが主な役割なので、組織論的に違ってないかと考えた次第です。

(事務局)

今後につきましては、120ページにありますように権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築ということで中核機関及び協議会の設置を予定しております。専門職による助言等の支援や協議会の事務局機能等、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関を設置します。こちらについては市が行う役割、社協が行う役割、民間が行う役割を整理し定めてまいります。

(議長)

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

続きまして「⑧第8章 重層的支援体制整備事業への取り組み」について、事務局より説明をお願いします。

## ⑧第8章 重層的支援体制整備事業への取り組み

(事務局)

当日資料3をご用意いただきまして、まず1ページをご覧ください。(1)重層的支援体制整備事業とは、ということで、重層的支援体制整備事業の根本的な考えとしまして「困窮、高齢、障がい、子育てといった分野にしばられることなく『相談支援』『参加支援』『地域づくり支援』を一体的に実施する」との概念を記載しました。下段には、社会福祉法に規定された本事業における5つの支援の一覧を記載しております。こちらの5つの事業でございますが、この中の「包括的相談支援事業」と「地域づくり事業」については、市町村が実施している既存の事業が重層的支援体制整備の事業となることについて、さらに規定されています。

次に2ページをご覧ください。2ページ以降で豊川市の体制を含め、重層の各事業の内容を説明しております。先に送付させていただきました参考資料は、今後、別に定めることになる実施計画の策定に向けて作成した資料ですので、例えばコミュニティソーシャルワーカー、いわゆるCSWの体制について配置先や人数等、もう少し詳細に記載しておりました。ただ、この第8章に掲載するものにつきましては、5か年の地域福祉計画の一部となりますので、今後、柔軟に事業を実施するために配置人数や場所などを変更することが想定されることを考えまして、配置人数や組織名をあえて抜いて要約した形とさせていただいております。本市の実施体制方針ですが、上段の下線部でございますように「重層的支援体制整備事業は、既存のものとは別の新しい相談支援機関、地域の拠点を設けることが目的でなく、既存の支援機関等の機能や専門性を生かし、相互にチームとして連携を強めながら、市町村全体の支援体制をつくる」というこの事業の

基本理念に基づき、現在市が実施している分野別の事業をつなぎ合わせて活用し、新たに必要となる機能・役割を追加する形で事業を実施していきます。

(1) 包括的相談支援事業ですが、本市では相談窓口として認知度が高く、また、地域から親しみのある高齢者相談センター、いわゆる地域包括支援センターを地域における分野を問わない福祉の相談窓口とします。市役所内においては、どこの福祉の窓口へ相談したらよいか悩まれる方について、困窮分野の相談窓口である福祉課の生活支援係が受け手となります。

(2) 参加支援事業ですが、CSWを中心としてひきこもりや社会とのつながりが無い、支援が必要な方への社会参加の支援にあたります。また、市やCSWは、地域でサービスを実施している事業者や団体等へ新たな取り組み実施についての働きかけを行います。

(3) 地域づくり事業では、高齢分野の「生活支援体制整備事業」と困窮分野の「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を中心として、既存事業の対象者の拡大及び相互連携による世代や分野を超えた住民同士が交流できる地域づくりを進めます。

(4) アウトリーチ事業ですが、CSWを中心に各関係機関や団体等と連携して地域に積極的に関わり、支援が必要な方の把握に努めます。

(5) 多機関協働事業ですが、福祉課に新たに担当部署を設けまして、CSWと連携して様々な課題でお困りの方に対し重層的支援会議や支援会議を開催しまして、これまでご説明しました各事業を組み合わせた支援プランの作成と支援を届けていきます。

4ページにはロードマップ（中長期的な事業の見通し）がございます。令和7年度、いわゆる2025年問題が取り上げられる年になりますが、この問題にも対応できるような住民間での支援活動の拡大や地域資源の拡大を目標に進めてまいりたいと考えています。

簡単ではございますが、私からの説明は以上になります。

(議長)

ただいま、事務局より第8章についての説明がありました。ご意見等ございましたらよろしくお願ひします。

(委員)

CSWの窓口や設置場所は今後変わる可能性があるから、この計画書の中に載せないという説明がありましたが、計画の時点でどこにCSWが配置されてどの地区に窓口があるかについては載せておいたほうがよいのではないかと思います。また、CSWには生活支援コーディネーターや地域共生推進員等の役割がありますが、1人のCSWが3～4の役割を持つという捉え方でよいですか。重層的支援というのはこれまでの縦串から横串に変わるような感じなので、CSWの役割が重要になってくると感じました。

(議長)

現時点での窓口体制を書き込んではどうか、そしてCSWが5つの事業すべてに出てくるから大変だ、役割の整理も必要ではないかというご意見でした。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

続きまして「⑨第9章 資料編」について、事務局より説明をお願いします。

## ⑨第9章 資料編

(事務局)

素案の最後となります「第9章 資料編」についてご説明させていただきます。第9章には、計画の策定経緯、本推進委員会の設置要綱、委員名簿を掲載します。巻末には用語集を予定し、本編全体を通して記載される用語について、わかりづらいものをまとめます。

また、計画本体を要約した概要版の作成を予定しています。概要版にはスマートフォンなどで読み込むと音声が出る「ユニボイス」を付けます。

委員の皆さまには改めてお示ししてまいりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

ただいま、事務局から第9章についての説明がありました。ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

(委員)

計画書本体をPDFで見ることができる形にする予定はありませんか。

(事務局)

計画書本編のデータ化も予定しております。

(委員)

PDF化する場合、厚生労働省の重層的支援体制整備事業や成年後見制度のポータルサイトのリンクを貼っておくと見て、より活用してもらえるかと思います。

(委員)

概要版についての要望です。第3次の概要版はA4で8ページぐらいありましたが、A3で1枚のほうが配布しやすいと思うので検討をお願いします。

(議長)

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

以上で本日の議題はすべて終了しました。委員の皆さまから貴重なご意見をいただき、本当に感謝申し上げます。一任させていただいたものもごございますので、事務局と検討したうえ、パブリックコメントを実施していくことになります。ご協力ありがとうございました。最後に連絡事項がありましたらお願いします。

### 3 連絡事項

(事務局)

本日も協議いただきました素案は12月の福祉委員会で説明をさせていただき、12月23日から1月23日までパブリックコメントを実施する予定となっております。

次回の委員会の開催は2月頃に予定しておりますが、その際にはパブリックコメントに対する意見のご報告と計画の公表についてご協議いただく予定ですので、よろしく願いいたします。

長時間にわたり、本当にありがとうございました。

### 閉 会

(事務局)

それでは、本日の委員会は終了します。

ありがとうございました。

以上